

一般社団法人
獨協大学同窓会
社員総会資料

日 時 平成30年11月17日（土）
午後1時00分～午後2時30分（予定）
会 場 獨協大学 中央棟3階大会議室

次 第

1. 開会
2. 社員総会成立確認
3. 会長挨拶
4. 議決事項
 - (1) 平成30年9月期事業報告承認の件
 - (2) 平成30年9月期決算書類承認の件
・監査報告
 - (3) 定款の変更について
 - ①文言変更（定款：第3章・第6章・第8章・第9章）
 - ②文言変更（趣旨：当法人を当会に変更）
 - ③改 正（役員選任方法に関する規程の制定および同制定に伴う定款の一部改訂について）
 - ④改 正（代議員による社員総会の招集請求権および議案提出権を担保するための定款変更）
5. 報告事項
 - (1) 支部代表者の変更について
 - (2) 規程改訂の件（過去1年）
 - ・代議員選挙細則（H30.3.16 承認・施行）
 - ・代議員選出管理委員規定（H30.6.12 承認・施行）
 - ・会費規程（H30.6.12 承認・施行）
 - ・業務分掌規程（H30.9.21 承認・施行）
 - ・専門委員に関する規程（H30.9.21 承認・施行）
 - ・役員経費に関する規定（H30.6.12 承認・H30.10.1 施行）
 - ・交通費および旅費規程（H29.12.23 承認・施行）
 - ・海外出張旅費規程（H30.6.12 承認・施行）
 - ・支部に関する規定（H30.3.24 承認・H30.10.1 施行）
 - ・定款 役員（運用確認：H30.8.10）
 - ・役員選任に関する規程（H30.11.9 承認・施行）
 - (3) 任期満了に伴う代議員の改選について
 - (4) 任期満了に伴う理事・監事の退任について
 - (5) 株式会社デュオの第33期決算案について
 - (6) 獨協大学同窓会事業計画案及び一般会計予算案、特別会計予算案について
6. 新代議員紹介
7. 閉会

20181117

1. 開会

2. 社員総会成立確認

3. 会長挨拶

4. 決議事項

(1) 平成30年9月期事業報告承認の件

(自平成29年10月1日至平成30年9月30日まで)

1. 特記事項

(1) 平成29年11月3日(金・祝)同窓会創立50周年記念ホームカミングデー
およびシンポジウムを開催(獨協大学と共催)

第一部 同窓会創立50周年記念シンポジウム「温故知新!獨協大学と同窓会」

於:天野貞祐記念館大講堂

パネリスト:浅野一氏(71年経済卒、太平洋セメント販売株式会社代表取締役)

吉岡和男氏(87年経済卒、ANA福岡空港株式会社取締役)

石橋千明氏(07年国際関係法卒、丸の内ソレイユ法律事務所弁護士)

萩野谷未歩(15年国際関係法卒、特定非営利法人askme!理事長)

司会進行:梅津正樹氏(72年法律卒、元NHKアナウンサー、獨協大学非常勤講師)

第二部 同窓会創立50周年記念懇親会

於:35周年記念館学生食堂

(2) 平成30年3月24日(土)

同窓会創立50周年祝賀会 記念品除幕式(北庭)屋外時計台を大学へ寄贈、

記念祝賀会(10階ホール)

(3) 平成30年1月10日(水)・2月7日(水)・2月21日(水)

卒業生・現役生を対象としたDTPワークショップを開催(広報委員会主催)

(4) 平成30年5月23日(水)・6月6日(水)・7月4日(水)

卒業生・現役生を対象とした動画ワークショップを開催(広報委員会主催)

(5) 平成30年6月26日(火)第9回ワークショップを開催(キャリアセンター後援)

ゲストスピーカー:中村民佳氏(86年法律卒)

ケイラインロジスティックス株式会社 第2営業部長

2. 定期的な活動

- 平成29年10月 8日 全国高校生英語プレゼンテーションコンテストに協賛
第52回天野杯全日本大学生英語弁論大会に協賛
- 12日 理事会
- 14日 獨協大学父母の会主催 父母懇談会に出席(於:獨協大学)
- 21日 栃木県支部総会(於:栃木市「栃木総合文化センター」)
- 22日 福井県支部総会(於:福井市「八兆屋福井駅店」)
- 28日 福島県支部総会(於:郡山市「郡山ビューホテルアネックス」)
- 29日 第49回天野杯争奪学生競技ダンス対抗戦に協賛
- 11月 1日 同窓会報125号発行
- 3日 同窓会創立50周年記念ホームカミングデー
およびシンポジウムを開催(獨協大学と共催)
全国支部代表者会議
- 10日 理事会
- 18日 一般社団法人獨協大学同窓会第7回社員総会
- 19日 獨協大学父母の会主催 父母懇談会に出席(於:福岡市)
- 25日 石川県支部総会(於:金沢市「大魚居酒屋 まぐろがんち」)
- 12月 2日 秋田県支部総会(於:秋田市「アキタパークホテル」)
フランス支部総会(於:パリ市「レストラン善」)
- 9日 第48回天野杯ドイツ語弁論大会に協賛
- 22日 理事会
- 平成30年 1月 10日 卒業生・現役生を対象としたDTPワークショップ第1回を開催
- 13日 奨学生交流会
- 23日 理事会
- 27日 茨城県支部総会(於:つくば市「ホテルグランド東雲」)
九州支部総会(於:福岡市「博多料亭 稚加榮」)
米国西海岸支部総会(於:トーランス市「Izakaya Hachi」)
- 28日 ドイツ支部総会(於:フランクフルト・アム・マイン市「Lokalbahnhof」)
- 2月 6日 学友会活動奨励賞授与式に出席
体育会団体に所澤賞・奨励賞を授与
- 7日 卒業生・現役生を対象としたDTPワークショップ第2回を開催
- 13日 理事会
- 21日 卒業生・現役生を対象としたDTPワークショップ第3回を開催
- 2月 24日 東海支部総会(於:静岡市「ホテルセンチュリー静岡」)

- 25日 近畿支部総会（於：大阪市「ハートンホテル西梅田」）
- 3月 16日 理事会
- 20日 獨協大学第51回卒業式
- 24日 同窓会創立記念50周年記念屋外時計を大学寄贈、除幕式及び祝賀会を開催 | 3
臨時社員総会
- 24日 同窓会創立50周年祝賀会
臨時社員総会
- 4月 1日 獨協大学第54回入学式
- 6日 Dokkyo Alumni News VOL.14を公開
- 12日 Dokkyo Alumni News VOL.15を公開
- 18日 Dokkyo Alumni News VOL.16を公開
- 20日 理事会
- 29日 Dokkyo Alumni News VOL.17およびVOL.18を公開
- 5月 1日 同窓会報126号発行
- 7日 Dokkyo Alumni News VOL.19を公開
- 22日 理事会
- 23日 卒業生・現役生を対象とした動画ワークショップ第1回を開催
- 6月 3日 米国西海岸支部が南加大学同窓会対抗ゴルフトーナメントに出場
（於：チノヒルズ「Los Serranos Golf Club」）
- 6日 獨協大学と獨協大学同窓会との連絡会
卒業生・現役生を対象とした動画ワークショップ第2回を開催
- 12日 理事会
- 23日 埼玉県支部総会（於：獨協大学）
- 26日 第9回ワークショップを開催（キャリアセンター後援）
- 7月 4日 卒業生・現役生を対象とした動画ワークショップ第3回を開催
- 7日 山陰支部総会（於：松江市「桃仙閣」）
- 16日 富山県支部総会（於：富山市「富山県民会館」）
- 28日 北海道支部総会（於：帯広市「帯広競馬場」）
宮城県支部総会（於：仙台市「トラットリアカンパニオ」）
- 8月 2日 Dokkyo Alumni News VOL.20を公開
- 4日 全国高校生ドイツ語スピーチコンテストに協賛
- 8日 Dokkyo Alumni News VOL.21を公開
- 10日 理事会
- 13日 徳島県支部（於：徳島市「ホテルサンシャイン徳島アネックス」）

- 15日 Dokkyo Alumni News VOL.22を公開
- 31日 Dokkyo Alumni News VOL.23を公開
- 9月 2日 岩手県支部総会（於：盛岡市「盛岡グランドホテルアネックス」）
- 8日 青森県支部総会（於：青森市「佐渡が鮎」）
- 千葉県支部総会（於：柏市「モンテローザ ピッツア&スパゲッティ」）
- 四国支部総会（於：高知市「土佐の國 二十四万国」）
- 21日 理事会
- 28日 Dokkyo Alumni News VOL.24を公開
- 29日 新潟県支部総会（於：新潟市「ブラーカ3」）

(2) 平成30年9月期決算書類承認の件

貸借対照表

平成30年9月30日現在

一般社団法人 獨協大学同窓会

(単位:円)

資産の部		負債の部	
1 流動資産	【 88,948,643 】	1 流動負債	【 2,321,431 】
現金及び預金	83,488,500	未払金	2,245,991
貯蔵品	258,857	預り金	45,570
前払金	5,193,801	仮受金	29,870
仮払金	7,485		
		2 固定負債	【 88,010,000 】
		在学生預り金(注1)	88,010,000
2 固定資産	【 315,262,355 】	負債合計	90,331,431
(無形固定資産)	(82,014)		
電話加入権	82,014	純資産の部	
(投資その他の資産)	(315,180,341)	基本金	270,000,000
出資金	20,000,000	会員変動準備金	15,512,090
投資有価証券 45条	95,132,309	IT関係支出積立金	5,264,390
投資有価証券 その他	99,969,647	アルバム機材購入積立金	693,487
特定運用定期預金	100,078,385	大学施設拡充積立金	5,000,000
		奨学金準備金	8,000,000
		50周年事業寄付金	8,725,385
		繰越剰余金	684,215
		(当期未処分利益)	391,223)
		純資産合計	313,879,567
資産合計	<u>404,210,998</u>	負債・純資産合計	<u>404,210,998</u>

(注1) 平成27年分	20,540,000
平成28年分	22,230,000
平成29年分	24,140,000
平成30年分	21,100,000
合計	88,010,000

収支計算書

平成29年10月1日～平成30年9月30日

| 6

(単位：円)

【収入の部】

会費収入	67,000,000
金融収入	150,357
その他収入	97,630
支部活動補助金戻り	262,788
アルバム機材積立金戻入	56,234
50周年事業積立金戻入	6,051,047
50周年事業寄付金戻入	8,898,433
収入の部合計	82,516,489

【支出の部】

業務委託費	14,256,000
会報編集費	9,296,874
IT関係費	1,268,136
支部関係活動費	5,326,329
支部代表者関係費	960,054
事務局関係費	3,920,648
名簿管理費	1,443,223
大学学園関係費	422,600
学術支援金	120,000
アルバム経費	12,795,121
企画費	12,002,569
役員関係費	7,307,383
縦柳会運営委員会	607,896
会員変動準備金繰入	8,898,433
大学施設拡充積立金繰入	2,000,000
IT関係支出積立金繰入	1,500,000
支出の部合計	82,125,266
繰越剰余金	391,223

1. 奨学金特別会計貸借対照表

平成30年9月30日

(単位：円)

資産の部		負債の部	
現金・預金(注1)	13,094,563	未払金	1,050,000
		資本の部	
		次期繰越金	12,044,563
資産合計	13,094,563	負債・資本合計	13,094,563

(注1)

埼玉りそな銀行 松原支店(普通預金)	8,094,563円
埼玉りそな銀行 松原支店(定期預金)	5,000,000円

奨学金特別会計収支明細書

平成29年10月1日～平成30年9月30日

(単位：円)

【収入の部】	
寄付金収入	1,464,469
一般会計からの受入金	0
受取利息	492
収入の部合計	1,464,961
【支出の部】	
奨学金給付額	1,950,000
事務経費	25,255
支出の部合計	1,975,255
差引	△ 510,294
基本金	12,554,857
次期繰越金	12,044,563

2. 縦柳会特別会計貸借対照表

平成30年9月30日

(単位：円)

資産の部		負債の部	
現金・預金(注1)	4,839,418		0
		資本の部	
		次期繰越金	4,839,418
資産合計	4,839,418	負債・資本合計	4,839,418

(注1)

埼玉りそな銀行 松原支店(普通預金) 839,418円

埼玉りそな銀行 松原支店(定期預金) 4,000,000円

縦柳会特別会計収支明細書

平成29年10月1日～平成30年9月30日

(単位：円)

【収入の部】

受取利息	347
収入の部合計	347

【支出の部】

所澤賞	0
奨励賞	90,000
盾	15,460
事務経費	864
支出の部合計	106,324
差引	△ 105,977
元入金	4,945,395
次期繰越金	4,839,418

監査報告書

一般社団法人獨協大学同窓会

会 長 須藤 明弘 様

私達、監事は、一般社団法人獨協大学同窓会の平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの決算書類（奨学金特別会計、桜柳会特別会計 を含む）を監査の結果、適正に表示しているものと認めます。

平成 30 年 11 月 6 日

一般社団法人獨協大学同窓会

監 事 加藤貫雄 

監 事 北村充孝 

監 事 加藤 実 

監 事 山本 英雄 

監 事 森田 純二 

監査意見書

一般社団法人獨協大学同窓会

会 長 須藤 明弘 様

任期終了にあたっての監事団意見書

同窓会組織とは、親睦団体であり、後援団体でもあり、ボランティア活動団体と考えられるが、獨協大学同窓会は、収益部門として株式会社デュオに加え同窓会を一般社団法人に移行したことにより二つの法人格を有している。

同窓会において二つ目の法人を生み出した一般社団法人化による影の部分が問題視されたが、同窓会運営に関わる者は一過性の問題として済ましてはならない。同窓会の一般社団法人化の光と影の部分について、今一度同窓会とは何か、原点に立ち戻り検証されることを強く求めるものである。

役員会では熱心な議論が行われているが、定款規程類の解釈や運用方法等に多くの時間が費やされ、本来の同窓会活動としての方向性が議論される時間が少ないのではないかと感じざるをえない。

新役員の方々はもとより、代議員におかれても、6万人を超える同窓会員を代表しているという使命感と責任感をもって同窓会活動に尽力されることを切望する。

平成30年11月17日

一般社団法人獨協大学同窓会

監事 加藤 貫雄 

監事 加藤 実 

監事 北村 充孝 

監事 森田 純二 

監事 山本 英雄 

第51期(自平成29年10月1日 至平成30年9月30日)対予算比収支決算書

一般社団法人 獨協大学同窓会

(単位：千円，%)

	項番	科 目	予 算 (a)	決 算 (b)	予 算 比	
					差 引 (b) - (a)	比 率 (b) / (a)
収 入 の 部	1	会費収入	41,970	45,450	3,480	108.29
	2	初年度受入金	21,550	21,550	0	100.00
	3	受取利息	150	150	0	100.00
	4	雑収入	100	97	-3	97.00
	5	支部活動補助金戻り	-	262	-	-
	6	アルバム機材購入積立金戻入	-	56	#VALUE!	#VALUE!
	7	50周年事業積立金戻入	8,000	6,051	-1,949	75.64
	8	奨学金準備金戻入	1,000	0	-1,000	0.00
	9	50周年事業寄付金収入	500	0	-500	0.00
	10	50周年事業寄付金戻入	-	8,898	-	-
合 計			73,270	82,516	9,246	
支 出 の 部	1	業務委託費	14,250	14,256	6	100.04
	2	会報編集費	9,220	9,296	76	100.82
	3	IT関係費	1,300	1,268	-32	97.54
	4	支部関係活動費	6,880	5,326	-1,554	77.41
	5	支部代表者関係費	1,450	960	-490	-
	6	事務局関係費	4,520	3,920	-600	86.73
	7	名簿管理費	1,350	1,443	93	106.89
	8	大学学園関係費用	610	422	-188	69.18
	9	学術支援金	120	120	0	100.00
	10	アルバム経費	13,523	12,795	-728	94.62
	11	企画費	11,970	12,002	32	100.27
	12	役員関係費用	7,997	7,307	-690	91.37
	13	縦柳会運営委員会	1,000	607	-393	60.70
	14	奨学金特別会計繰入	1,000	0	-1,000	0.00
	15	総務委員会	80	0	-80	0.00
	16	会員変動準備金繰入	-	8,898	#VALUE!	#VALUE!
	17	大学施設拡充積立金繰入	-	2,000	#VALUE!	#VALUE!
	18	IT関係支出積立金繰入	-	1,500	-	-
合 計			75,270	82,125	6,855	
収支差額			-2,000	391	2,391	

(注) 各科目の千円未満の端数を切り捨て、比率は小数点第3位を四捨五入

(3) 定款変更について

① 文言変更の件

新旧対照表

旧	新
第3章 代議員及び社員 (P2) (代議員及び社員) 第13条 正会員は、最大で51名(定数は理事会で定める。)の代議員を選出し、その代議員をもって、当法人の社員とする。 3 代議員は、正会員の中から選出されることを要し、正会員は、 <u>原則として</u> 5名以上の正会員による推薦をもって前項の代議員選挙に立候補することができる。但し、選挙細則については前項に従うものとする。又、75歳を超えた正会員は代議員に立候補することはできないこととする。なお、1名の正会員が推薦できる代議員は1名とする。	第3章 代議員及び社員 (P2) (代議員及び社員) 第13条 正会員は、最大で51名の代議員を選出し、その代議員をもって、当法人の社員とする。 2 正会員による代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。 3 代議員は、正会員の中から選出されることを要し、正会員は、5名以上の正会員による推薦をもって前項の代議員選挙に立候補することができる。但し、選挙細則については前項に従うものとする。又、75歳を超えた正会員は代議員に立候補することはできないこととする。なお、1名の正会員が推薦できる代議員は1名とする。
第6章 理事会 (P4) (権限) 第31条 (3) 代表理事及び務執行理事の選任及び <u>解職</u>	第6章 理事会 (P4) (権限) 第31条 (3) 代表理事及び業務執行理事の選任及び <u>解任</u>
第8章 委員会 (P5) (委員会) 第38条 当法人 <u>の</u> 、業務を円滑かつ有効に遂行するために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。 3 委員会におかれる委員は、若干名とし、会長が正会員の中から委嘱する。	第8章 委員会 (P5) (委員会) 第38条 当法人 <u>は</u> 、業務を円滑かつ有効に遂行するために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。 3 委員会におかれる委員は、若干名とし、会長が正会員の中から委嘱する。
第9章 事務局 (P5) (事務局及び職員) 第39条 当法人 <u>の</u> 、事務を処理するために事務局を設け、職員を置くことができる。	第9章 事務局 (P5) (事務局及び職員) 第39条 当法人 <u>は</u> 、事務を処理するために事務局を設け、職員を置くことができる。

② 文言変更について (趣旨：当法人を当会に変更する)

- ・定款・規程を同窓会の活動実態に合わせ「当法人から当会(九州大学、津田塾大学の事例あり)」に変更する。

- ③改 正（役員選任方法に関する規程の制定および同制定に伴う定款の一部改正について）
 ・正会員から推薦された代議員による会長の直接選出と選出過程の透明性を確保する。

新旧対照表

旧	新
第5章 役員(P3)	第5章 役員(P3)
(役員) (略) (役員の選出) 第22条 理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によって各々選任する。 2 代表理事（会長）、業務執行理事（副会長（若干名）、専務理事）は、理事会において選定する。副会長の人数、専務理事の選任の要件、その他、代表理事、業務執行理事の選定の方法の詳細は、理事会によってこれを定める。 (略)	(役員) (略) (役員の選任) 第22条 <u>会長（代表理事）と</u> 理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によって <u>それぞれ</u> 選任する。 2 <u>前第1項でいう役員及びその他の役員（業務執行理事（副会長（若干名）、専務理事）の詳細な選任方法については、理事会において別に定める。</u> (略)

13

- ④改 正（代議員による社員総会の招集請求権および議案提出権を担保するための定款変更）

新旧対照表

旧	新
第4章 社員総会(P2)	第4章 社員総会(P2)
(招集等) 第14条 5 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。	(招集等) 第14条 第5項を次の通りに変更 5 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったときは、会長は6週間以内に社員総会を招集しなければならない。 第8項 8 <u>社員は、社員総会の目的である事項につき、総社員の6分の1以上の議決権を有する社員の同意を得れば、社員総会に議案を提出することができる。</u>

5. 報告事項

(1) 支部代表者の変更について

支部名	支部代表者	前支部代表者
岩手県支部	したみち としあき 下道 利明(76年法律卒)	みかみ こうし 三上 恒史 (08年経済卒)
青森県支部	やまだ きょうこ 山田 京子(85年英語卒)	みかみ じゅんいち 三上 順一 (72年英語卒)

| 14

(注) 上記変更案に関しては、各支部内で承認済み。

(2) 規程改正の件 (過去1年)

決議日時	変更内容
理事会承認 (H30年3月16日) 平成30年3月16日施行	<p>□代議員選挙細則 (P8)</p> <p>第1条 一般社団法人獨協大学同窓会の代議員の選出に関しては、定款第3章代議員及び社員の第13条に基づき立候補者が同条に定める定数を超えた場合に本細則の定める選挙を行うものとする。</p> <p>2. 立候補者は事務局が定める立候補届を書面で事務局に提出しなければならない。</p> <p>第2条 代議員選挙は、現代議員の任期終了日の1か月前までに実施し、終了しなければならない。</p> <p>第3条 選挙人は、この選挙が行われる年度の6月1日に、一般社団法人獨協大学同窓会に登録されている国内在住の正会員とする。</p> <p>第4条 この選挙の被選挙人は国内在住の正会員とする。</p> <p>第5条 代議員になることを希望する者は、所定の届出書を、所定の期日までに事務局に提出し、理事会の審査を受けなければならない。代議員は同窓会の各委員会に所属し、代議員懇談会、社員総会を含む委員会の年間行事の3分の1以上出席しなければならない。</p> <p>第6条 事務局は、立候補者の名簿を作成して、選挙人に公示しなければならない。</p> <p>2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うが、正会員への公示書送付による方法も可能とする。</p> <p>第7条 この選挙を行う場合は代議員立候補者に投票用紙を配布し、立候補者が立候補者の中から10名を記入し、投票して決める</p> <p>第8条 この選挙の当選者は、得票数の多いものから順に決定し、定数に達するまでの者とする。得票数が同数の場合は抽選とする。</p> <p>2 上記条件を満たす場合でも、クラブ・ゼミ・サークル等、同一団体からの当選者は、代議員総数の1割を超えることはできないものとする。</p> <p>第9条 事務局は、選挙結果を正会員に公示しなければならない。</p> <p>2 公示は、原則として同窓会ホームページ又は「会報」により行うものとする。</p>

	<p>第10条 当選者は、社員総会で選挙結果の公示をもって代議員に選任されるものとする。</p> <p>第11条 会員は、当法人の定款とおり、最大で51名の代議員を選出し、その代議員をもって当法人の社員とするが、その定数に関しては、事業年度により、各種委員会の業務執行量等を勘案して、理事会にて、定めるものとする。</p> <p>第12条 全文削除（立候補のための推薦人の数については、事業年度により代議員定数及び諸事情等により、定款で定める「原則として5名以上の会員による推薦をもって代議員選挙に立候補することができる。」との内容は理事会において変更することができるものとする。） 2 推薦人は事務局が定める書式の推薦書を書面で提出しなければならない。</p> <p>第13条 選挙の方法については、一般社団法人獨協大学同窓会の定款にある設立趣旨に鑑み、この組織運営の健全性・公益性を考慮し、その選挙方法を、社員総会の決議において変更する場合もある。</p> <p>第14条 全文削除（各支部の代表者は前12条にかかわらず、原則として代議員選挙の立候補できるものとする。）</p> <p>第15条 本規程の改廃については、理事会において決定する。</p> <p>第16条 代議員選挙に関して正会員が不正をしたと代議員選出管理委員会に認定された場合、正会員は5年間、代議員に立候補することはできない。また推薦人になることも、選挙で投票することもできない。</p> <p>第17条 選出に際しては、代議員選出管理委員会を設置し、会長が理事会の承認を得た上で正会員の中から代議員選出管理委員（3名以上）を委嘱する。代議員選出管理委員は代議員には立候補できないものとし、代議員候補者の推薦人にもなれない。 2. 代議員選出管理委員会は代議員選挙が公平に行われるように注視する。</p>
<p>理事会承認（H30年6月12日） 平成30年6月12日施行</p>	<p><input type="checkbox"/> 代議員選出管理委員規程：（P10）</p> <p>第1条 代議員選出管理委員は、代議員改選時に代議員選出が規定に則り行われ、公明正大な選出がされるように管理する。その選出結果を社員総会に報告する。</p> <p>第2条 代議員選出管理委員は立候補者が提出した書類等を確認し、立候補者や推薦者に問い合わせをすることができる。その際、代議員選出管理委員は事務局の協力を得ることが出来る。</p> <p>第3条 代議員選出管理委員は代議員には立候補できない。</p> <p>第4条 代議員選出管理委員は3名以上とし、会長が委嘱する。</p> <p>第5条 代議員選出管理委員に、交通費等の支給を行う。</p> <p>第6条 代議員選出管理委員の任期は、代議員の募集開始から新執行部の選出終了までとする。</p>
<p>理事会承認（H30年6月12日） 平成30年6月12日施行</p>	<p><input type="checkbox"/> 会費規程（P12）</p> <p>第3条 会費の完納をもって入会の申し込みがあったものとみなし、同窓会正会員となる。</p> <p>第5条 会費の変更については、社員総会の通常決議事項として、社員総会により決定する。</p>
<p>理事会承認（H30年9月21日）</p>	<p><input type="checkbox"/> 業務分掌規程（P19）</p> <p>第13条 専門委員とは次の各号に該当するものをいう。</p>

<p>平成 30 年 9 月 21 日施行</p>	<p>(1) 専門委員規程については別途専門委員に関する規程を定める。</p> <p>(1) 専門委員は正会員の内より原則立候補として推薦人は必要としない。 (2) 専門委員の定数は定めないが、必要に応じて理事会で適宜決める。 (3) 専門委員は代議員の資格を有しない。 (4) 専門委員の任期は代議員の任期に準ずる。 (5) 専門委員は総会、懇談会、委員会等には出席できるが議決権は持たない。 (6) 専門委員は各委員会に所属し、その活動に助言、協力することができる。</p> <p>※ (1) ~ (6) は削除</p> <p>第 14 条 本規程の改廃については、理事会において決定する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本規程は平成 24 年 10 月 9 日から施行する。 2 本規程は平成 27 年 1 月 13 日から施行する。 3 本規程は平成 28 年 5 月 17 日から施行する。 4 本規程は平成 28 年 5 月 31 日から施行する。 5 本規定は平成 29 年 1 月 20 日から施行する。 6 本規定は平成 30 年 9 月 21 日から施行する。</p>									
<p>理事会承認 (H30 年 9 月 21 日) 平成 30 年 9 月 21 日施行</p>	<p><input type="checkbox"/> 専門委員に関する規程 (P21)</p> <p>第 1 条 専門委員は正会員の中から理事が推薦し、会長が委嘱する。 第 2 条 専門委員は各委員会に所属し、その活動に協力する。 第 3 条 専門委員は専門的な知識を有し、活動して貢献できることとする。また活動は無報酬として、交通費及び出張旅費規程を適用する。 第 4 条 専門委員の任期は代議員の任期に準ずる。 第 5 条 専門委員は原則として代議員定数の 3 分の 1 を超えないものとする。但し会長が必要の認める場合はその限りにあらず。 第 6 条 専門委員は理事、代議員、監事と重複して就任することはできない。 第 7 条 専門委員は代議員の資格は有しないが、総会、懇談会、委員会等に出席することができる。議長の許しがあれば発言はできるが、議決権は持たない。</p>									
<p>平成 29 年 4 月 1 日施行</p>	<p>第 2 章 役員経費に関する規程 (P34)</p> <p>第 6 条 当法人の役員には以下のとおり通信費等の経費補助のため、下記金額を支給する。但し、同窓会又は関連子会社より給与若しくは報酬を受けている場合は対象外とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 会長</td> <td>月額</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)</td> <td>月額</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 理事及び監事</td> <td>月額</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table>	(1) 会長	月額	40,000 円	(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)	月額	24,000 円	(3) 理事及び監事	月額	8,000 円
(1) 会長	月額	40,000 円								
(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)	月額	24,000 円								
(3) 理事及び監事	月額	8,000 円								
<p>理事会承認 (H30 年 6 月 12 日) 平成 30 年 10 月 1 日施行</p>	<table border="0"> <tr> <td>(1) 会長</td> <td>月額</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)</td> <td>月額</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 理事及び監事</td> <td>月額</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table>	(1) 会長	月額	25,000 円	(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)	月額	15,000 円	(3) 理事及び監事	月額	8,000 円
(1) 会長	月額	25,000 円								
(2) 業務執行役員 (副会長・専務理事)	月額	15,000 円								
(3) 理事及び監事	月額	8,000 円								
<p>理事会承認 (H29 年 12 月 23 日) 平成 29 年 12 月 23 日施行</p>	<p><input type="checkbox"/> 交通費及び出張旅費規程 (P36)</p> <p>第 1 条 本規程は、一般社団法人獨協大学同窓会 (以下「当法人」という。) の公務のため要する交通費及び出張旅費に関する事項を定める。</p> <p>第 2 条 交通費は、事前に届出用紙を以って、もっとも経済的な通常的方法及び交通経路等を当法人事務局に申請しなければならない。</p>									

- 2 転居等により、交通経路等に変更が生じた場合は速やかに当法人事務局に届け出なければならない。
- 3 公務出張者は帰着後1週間以内に当法人事務局あて出張及び経費報告書の提出を行うこととする。
- 第3条 本規程で旅費の種類は、次のとおりとする。
- (1) 交通費 鉄道・船舶・航空機及びその他の公共交通機関における料金
 - (2) 出張雑費 諸雑費に充当 廃止
(平成29年7月1日から施行)
 - (3) 宿泊費 宿泊料
- 第4条 旅費は次のとおり支給する。
- (1) 交通費 公共交通機関における普通旅客運賃(実費・領収書添付のこと)
 - (2) 宿泊費 1日につき原則上限10,000円
(実費精算・領収書添付のこと)
- 1 この細則は平成29年7月1日から施行する。
- 第5条 出張とは公務にて6時間以上(移動時間含む)又は移動距離が50km以上に及ぶ場合をいう。この場合交通費実費の他に、出張雑費を半額支給する。
- ~~第6条 出張雑費は、旅行日数、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。但し宿泊出張の場合において出張雑費は、午後出発又は、午前帰着のときは前条に定める額の半額とする。~~
- ~~第7条 日帰り出張の場合、公務が8時間以上(移動時間を含む)又は移動距離が150km以上の場合は交通費実費と出張雑費全額を支給する。~~
- 第68条 役員会等を遠隔地(原則として150km以遠)で開催する等の理由により、理事会が必要と認めた場合には、同窓会交通費及び出張旅費規程を準用して宿泊費及び出張雑費を支給することができる。
- 第79条 旅費は、もっとも経済的な通常の交通経路及び方法により移動した場合の旅費により計算する。旅費は概算により前渡しをすることができる。
- 第810条 出張中、特別な事情等により、日数又は旅行先等に変更が生じた場合は、その旨速やかに会長に連絡し、帰着後1週間以内に精算しなければならない。
- 第911条 獨協大学の教職員等と同時に同一地に出張する場合は、獨協大学の出張旅費規程によって定められた、同行者の指定する交通経路及び旅客等級(グリーン車・宿泊料等)にあわせて旅費を支給することができる。
- 第1012条 本規程の改廃については、理事会において決定する。
- (注 1) 利用交通機関は、鉄道を利用することを原則とする。
- (注 2) 航空機を利用する場合は、事前に会長の許可を得なければならない。また、第2条1項の定めにとらわれず、都度、もっとも経済的な空路と航空便を利用することとし、運賃については領収書もしくはそれに代わる証拠書類添付による実費精算とする
- (注 3) 特別な事情によりタクシー等を利用した場合は、精算時に理由を届け出なければならない。
- (注 4) 出張旅費の申請は、所定の届出用紙による。
- (注 5) 宿泊費は状況に応じ一定額を査定支給することがある。
- 附 則
- 1 本規程は平成24年10月9日から施行する。
 - 2 本規程は平成26年11月11日から施行する。
 - 3 本規定は平成30年7月1日から施行する。
 - 4 本規程は平成29年12月23日から施行する。

<p>理事会承認（H30年6月12日）</p>	<p><input type="checkbox"/> 海外出張旅費規程（P37） 第11条 出張期間中はすべて通常勤務したものとみなし、賃金・賞与・昇給等は通常勤務時と同一に扱う。</p>
<p>理事会承認（H30年3月24日） 平成30年10月1日施行</p>	<p><input type="checkbox"/> 支部に関する規程（P23）</p> <p>第1条 一般社団法人獨協大学同窓会（以下「当法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第3条第2項及び第3項についてはこの規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 支部活動は、定款を順守し、会員相互の親睦を深め、当法人の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 支部は、原則として単一の都道府県又は隣接する都道府県が結合するブロック単位別（以下「ブロック」という）に設置するものとする。</p> <p>2 支部を設置するときは設置計画書、発起人名簿、代表者名等を会長あてに提出する。</p> <p>支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以て設立するものとする。</p> <p>3 支部の設立・運営にあつては、下記の何れにも偏らない構成とする</p> <p>A 男、女</p> <p>B 入学年度、及び卒業年度</p> <p>C 在学中の学部、学科、ゼミ</p> <p>D 在学中の所属クラブ等</p> <p>E 特定の市区町村、職業等</p> <p>4 海外においては、地方単位・国単位に海外支部を設置することができる。設立にあつては第2項、第3項の要件に準じ、継続・発展して支部活動が行える確証を要する。</p> <p>第4条 支部は必要に応じて独自の会則を定めることができるが、当法人定款の趣旨及び支部に関する規程に反する規則を設けることはできない。</p> <p>2 支部においては、代表者1名を選任し、代表者は支部の会員を代表するものとする。</p> <p>3 支部は代表者、当法人との連絡者及びその連絡先を当会事務局へ届けるものとする</p> <p>4 支部は、都道府県名・ブロック名等により、原則として「獨協大学同窓会（都道府県名又はブロック名）支部」と称する。</p> <p>第5条 当法人は、第3条により設立された支部に対し、年度事業計画策定の上、事前に「支部活動補助金交付申請書」を提出することにより別表Iに定める支部活動補助金の支給及び支援を行う。</p> <p>2 支部活動に関し、本部事務局は次の作業等の支援を行う</p> <p>①支部会員名簿の作成</p> <p>②支部総会開催の通知等の印刷、郵送等</p> <p>3 支部の名簿については活動を活発にする目的で、当法人名簿記録との照合を行う。その場合には、個人情報保護を最優先させた所定の手続に従って行うものとする。</p> <p>第6条 各支部は原則として年に1回支部総会等の事業を実施し会員間の親睦を図ると共に支部活動の活性化に継続的に努力するものとする。</p>

2 当法人は年1回、本部主催による支部代表者会議を開催する。各支部からの出席は原則として1名とする。

第7条 第5条に基づき支部活動補助金の交付を受けた支部は、毎会計年度末に事業報告書、会計報告書を作成し、その信頼性を担保する証拠書類等を添付し会長あてに報告しなければならない。報告無き場合は、補助金の交付を中止する。

第8条 支部が保持できる支部活動補助金は、別表Ⅰに定める支部活動補助金額の最大2年分までとする。

2 支部が保持している金額が1年分を超過している場合には、2年分の支部活動補助金合計額との差額分のみの支給とする。

3 何らかの事由によりその残高が2年分を超過している場合には、2年起に該当する支部活動補助金を指定の期日までに本部へ返金するものとする。

4 連続して3年間、総会開催等の活動が認められない支部については、保持している支部活動補助金全額を指定の期日までに本部へ返金するものとする。

第9条 当法人は支部の主催する事業の中で周年事業等、特に有意義と認めた事業に対しては第5条の定めその他、別表Ⅱに定める特別補助金の支給及び支援を行うことができる。

2 支部が当該特別補助金を受けようとする場合には予算書及び事業計画書等を作成し提出する。

当該予算書及び事業計画書は支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以って当該補助金の額等を決定する。

3 前項に基づき補助金を受けた支部は、事業の終了後直ちに事業報告書及び決算報告書を提出する。

決算報告書には、その信頼性を担保する証拠書類等を添付し会長あてに報告しなければならない。

第10条 支部は、次の事項の生じたときは、直ちに当会事務局へ届ける。

- ①支部代表者の交代
- ②支部事務局及び連絡者の変更
- ③届出の預貯金口座の変更
- ④支部の合併、解散

第11条 支部総会の本部よりの出席者は、原則として理事又は支部委員会委員とし最大2名までとする。但し周年記念総会等特別な場合は、例外として理事会の承認を以って増員することができる。また、支部総会の出席は国内支部に限る。

2 支部総会の本部からの出席者は、所定の様式に基づく「支部総会出席報告書」を支部委員会及び理事会に提出するものとする。

第12条 本規定の改廃及び本規程の定めがない事案が生じた場合については、支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議を以って決定する。

(別表Ⅰ 支部活動補助金その他)

支部に対して次のような補助金を支給する

1 支部活動補助金の年額は、1都道府県あたり原則5万円以内とし、各支部の補助額の計算は以下の通りとする。

最大支給額は20万円を越えないものとする。

- ①都道府県単位の支部及び海外支部5万円以内
- ②ブロック単位の支部(5万円以内×構成する都道府県数) ≤ 20万円

2 上記の規程に拘わらず正会員数、会員一人当り金額、可住地面積割合等、客観的・合理的な事由により特段の考慮が必要と認められる支部の支部活動補助金額は次の通りとする。最大支給額は25万円を越えないものとする。

①住所判明正会員数が、2,500名を越える支部に対しては5万円を加算し、10万円以内とする。

以降、5,000名増す毎に5万円を加算する。最大支給額は25万円を越えないものとする。

(例)住所判明会員数24,500名の場合

5万円(別表I-1-①) + (2,501名~5,000名=5万円⇒10万円) + (5,001名~10,000名=5万円

⇒15万円) + (10,001名~15,000名=5万円⇒20万円) + (15,001名~20,000名=5万円⇒25万円) + (20,001名~25,000名=5万円⇒30万円) ≤25万円

※住所判明の正会員数は、毎期初(10月1日)確定の員数を基準とする。 ② 可住地面積割合最大の北海道支部の支部活動補助金額は10万円以内(別表I-1-①+5万円)とする。

3 支部活動補助金の給付を受ける支部において、支部代表を通じて減額の申し入れがあった場合はその額を検討するものとする。

(別表 II 周年行事等に関する特別補助金)

1 各支部で周年行事等を開催する場合は原則として10周年単位とする。

2 周年行事開催に伴う特別補助金を申請する場合には、開催企画書等を作成し事前に申請する。その額、可否については、支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議することを必要とする。

3 その他、特別な事業等を開催のために特別補助金を申請する場合には、開催企画書等を作成し申請。事前に支部委員会の諮問を経て理事会へ付議し決議することを必要とする。

4 特別補助金額は、別表Iに定める都道府県単位の支部及びブロック単位の支部と海外支部については規程の2年分以内の加算を上限とする。

5 特別補助金の使途目的は支部の同窓会活動に則した内容のものに限る。

6 既に開催済みの周年行事等に関しては上記の適用は受けないとともに遡及し請求することはできない。

7 激甚災害法に基づいて政令で指定された災害により、被災した在住同窓生の早期復旧を支援すること等が必要と認められる場合は、支援する具体的内容等を理事会にて検討の上、当該の支部活動補助金に加えて、同窓会本部が中心となり、当該支部及び近隣支部共同の元に支援活動を行うことができる。

その額は別表Iに定める支部活動補助金額の5倍以内とし、かつその期間は3年を超えないこととする。

(別表 III 支部設立のための補助金)

支部設立準備に関する、会議費・関係者の交通費等に関わる補助金は2年間を目途に支給する。

但し、既存支部の統廃合等による新支部設立に関しては対象としない。

①国内支部 10万円以内

	<p>②海外支部 5万円以内（日本円）</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本規程は平成24年10月9日から施行する。 2 本規程は平成27年6月19日から施行する。 3 本規程は平成27年8月7日から施行する。 4 本規程は平成28年5月31日から施行する。 5 本規程は2018年（平成30年）10月1日から施行する。 <p>2018年10月1日、制度改定に伴う移行措置</p> <p>①新基準の補助金額で計算した結果、各年度末に繰越保有残高が新基準を超え2年超の補助金を保有している場合にあつては第8条及び2項3項の規程に拘わらず超過金額を本部へ返金することを求めない。</p> <p>②その残高が新基準の2年分の残高以内に相当するまでは新たな支部活動補助金の支給は行わない。</p>
<p>理事会上程（H30.8.10）</p> <p>※定款の変更はなし。運用の変更とし代議員定数により変更する。</p>	<p>定款 第5章 役員（P3）</p> <p>第21条</p> <p>（1）理事5名以上15名以内</p> <p>（2）監事2名以上5名以内</p> <p>見直し案</p> <p>理事（現在）15名→12名（代議員総数比率：42名場合：定数×0.8）</p> <p>監事（現在）5名→4名（代議員総数比率：42名場合：定数×0.8）</p>
<p>理事会承認（H30年11月9日）</p>	<p>役員選任に関する規程（P11）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人獨協大学同窓会定款（以下、「定款」という）第5章（役員）第21条でいうところの会長、理事、および監事の選任方法を規定する。</p> <p>（役員候補の決定）</p> <p>第2条 会長および理事候補は、代議員（社員）総会におき、代議員の中より代議員が直接自薦・他薦によって決める。</p> <p>2 監事は、代議員（社員）総会におき、正会員の中より代議員が直接自薦・他薦によって決める。</p> <p>3 前項の自薦・他薦いずれの場合も、推薦理由は口頭もしくは文書により明示されなければならない。また、他薦による被推薦者も抱負と所信を述べることができる。</p> <p>（理事の選任方法）</p> <p>第3条 選挙方法は無記名投票により、定款第21条による理事の定数（5名以上15名以内）の範囲内で記名し、白票と無効票を除く有効投票数を得た者の上位から順に、定数を超えない範囲内で当選者とする。なお、投票数が同数となって決選投票が必要な場合は、単記無記名投票によって決する。</p> <p>（会長の選任方法）</p>

	<p>第4条 選挙方法は、前第3条で選任された理事を対象に単記無記名の投票により、白票と無効票を除く有効投票数の過半数を得た者を会長（代表理事）とする。</p> <p>2 前項による当選者がいない場合、上位得票者2名について直ちに再投票を行い、過半数の票を得た者を会長とする。</p> <p>3 候補者が1名の場合、有効投票数の過半数を得れば会長とする。</p> <p>（監事の選任方法）</p> <p>第6条 選挙方法は無記名投票により、監事の定数（2名以上5名以内）の範囲内で記名し、白票と無効票を除く有効投票数の上位から順に、定数を超えない範囲内で当選者とする。なお、投票数が同数となって決選投票が必要な場合は、単記無記名投票によって決する。</p>
--	--

(3) 任期満了に伴う代議員の改選について

第52期・第53期 代議員立候補者 平成30年11月～平成31年11月 (元号は仮)					
	現・新	立候補者氏名		卒年	学科
1	現	代議員	中田修二	1968	独語
2	現	代議員	町田 喜義	1968	英語
3	現	代議員	友安俊明	1970	英語
4	現	代議員	府川謹也	1970	英語
5	現	代議員	須藤明弘	1971	経済
6	現	代議員	鈴木弘隆	1971	法律
7	現	代議員	星 逸朗	1973	経営
8	現	代議員	上杉 貴	1975	経営
9	現	代議員	宮本 彰	1977	経営
10	現	代議員	高木大介	1978	経済
11	現	代議員	飯塚勝久	1978	法律
12	現	代議員	黒木 晋	1979	仏語
13	現	代議員	金井芳夫	1980	経営
14	現	代議員	大西純一	1981	仏語
15	現	代議員	時田辰利	1982	経済
16	現	代議員	伊藤公三	1982	経営
17	現	代議員	菅沼 豊	1983	経営
18	現	代議員	前田雅規	1983	法律
19	現	代議員	高田正道	1986	経営
20	現	代議員	河野直樹	1988	英語
21	現	代議員	柘植義信	1989	経営
22	現	代議員	島田康弘	1999	英語
23	現	代議員	佐藤祐一	2008	経営
24	新	代議員	櫻田可人	1969	独語
25	新	代議員	青野民男	1970	英語
26	新	代議員	海田正則	1972	経済
27	新	代議員	井上 司	1977	法律
28	新	代議員	相田 肇	1978	英語
29	新	代議員	吉塚 弘	1978	英語
30	新	代議員	針原文美	1980	独語
31	新	代議員	濱口孝彰	1985	英語
32	新	代議員	今野泰子	1987	英語
33	新	代議員	吉岡和男	1987	経済
34	新	代議員	百田克己	1988	経営
35	新	代議員	水谷 功	1991	経済
36	新	代議員	古内かなこ	1999	英語
37	新	代議員	小林雄一	2000	経済
38	新	代議員	朴 東郁	2004	経営
39	新	代議員	小野寺豪	2005	法律
40	新	代議員	原田弥佳	2015	交流文化
41	新	代議員	松崎泰知	2017	経営
42	新	代議員	関根優子	2018	経営

(4) 任期満了に伴う理事・監事の退任について

NO	役 職	氏 名
1	理 事	須藤 明弘
2	理 事	星 逸朗
3	理 事	上杉 貴
4	理 事	大西 純一
5	理 事	菅沼 豊
6	理 事	中田 修二
7	理 事	横山 清祐
8	理 事	友安 俊明
9	理 事	府川 謹也
10	理 事	高木 大介
11	理 事	柘植 義信
12	理 事	蛭谷 弘明
13	理 事	佐藤 祐一
14	理 事	金田 隼人
NO	役 職	氏 名
1	監 事	北村 充孝
2	監 事	加藤 貫雄
3	監 事	加藤 実
4	監 事	山本 英雄
5	監 事	森田 純二

(5) 株式会社デュオの第33期決算(案)について

(参考)

損益計算書(平成30.9期・平成29.9期比)

| 25

株式会社 デュオ

	平30.9期 (a)		平29.9期 (b)		比較	
	金額	率	金額	率	(a) - (b)	(a) / (b)
	千円	%	千円	%	千円	%
売上高	47,622	100.00	52,283	100.00	-4,661	91.09
商品売上	1,444	3.03	1,505	2.88	-60	95.97
出版物売上	1,525	3.20	1,545	2.95	-20	98.70
保険手数料収入	9,331	19.59	10,671	20.41	-1,341	87.44
コピー売上	172	0.36	216	0.41	-44	79.59
書籍取次収入	4,654	9.77	4,767	9.12	-113	97.64
取次手数料収入	8,216	17.25	8,313	15.90	-98	98.83
不動産取次収入	981	2.06	2,166	4.14	-1,186	45.27
旅行部門収入	3,000	6.30	3,000	5.74	0	100.00
コンビニ収入	5,100	10.71	5,100	9.75	0	100.00
業務受託収入	13,200	27.72	15,000	28.69	-1,800	88.00
売上原価	3,828	8.04	4,144	7.93	-315	92.37
売上総利益	43,794	91.96	48,139	92.07	-4,345	90.97
販売及び一般管理費	45,246	95.01	43,990	84.14	1,256	102.85
営業利益	-1,452	-3.05	4,148	7.93	-5,601	-35.00
営業外収益	442	0.93	407	0.78	35	108.65
営業外費用	0	0.00	0	-	-	-
経常利益	-1,010	-2.12	4,555	8.71	-5,566	-22.17
特別利益	2,332	4.90	0	0.00	2,332	-
特別損失	-	-	-	-	-	-
税引前当期利益	1,322	2.78	4,555	8.71	-3,234	29.02
法人税等	180	0.38	180	0.34	0	100.00
当期利益	1,142	2.40	4,375	8.37	-3,234	-

(注) 費目ごとの千円未満四捨五入、比率は小数点第3位を四捨五入

監査報告書

株式会社 デュオ

代表取締役 大西 純一 様

私達、監査役は、株式会社デュオの平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの第 33 期営業年度に係る計算書類及び附属明細書について監査の結果、適正に表示しているものと認めます。

平成 30 年 11 月 6 日

株式会社 デュオ

監査役 細田 哲 

監査役 宮本 彰 

平成 31 年 9 月期 事業計画 (案) について

1. 同窓会の基本理念

獨協大学同窓会は、不偏不党、上下左右の垣根を超えて、会員同士の気品ある交流を行い、互いに研鑽し、社会に貢献し、母校の持続的な発展を応援する組織である。

(1) 活動の目的は、会員の満足度の向上と母校のブランド価値向上への応援。

(2) 原点回帰と創造的革新。

変えてはいけないものはそのままに。

時代の変化、AI、IoT、グローバル化、知識基盤社会の到来等の環境の変化に伴って変えなくてはならないものを見極めて大胆に変えていく。

2. 平成 31 年 9 月期事業計画を進めるうえでの『基本理念 (基本的姿勢・考え方)』

(1) 守るべきもの

- ・理念 : 建学の精神 (『大学は学問を通じての人間形成の場である』)
- ・目的 : 同窓生の絆を深めることと母校発展の応援
- ・取り組み姿勢 : ボランティア精神と社会的責任の順守

(2) チャレンジすること

- ・財務基盤の強化
- ・会員サービスの向上
- ・構造改革

3. 平成 31 年 9 月期事業計画 (52.53 期 共通基本政策)

(1) 財務基盤の強化：赤字経営からの脱却

- ・会費収入の安定化 (会員加入率の向上)
- ・メリハリのある予算 (稟議・効果評価) : 最適支出と予算枠内の弾力的運用

(2) 会員サービスの向上

- ・会員の集う場の拡大 (地域・職域拠点の拡大)
- ・情報発信 (HP 等) の刷新
- ・会員サービスの向上 (懇親・情報交換・ビジ初貢献・スタートアップへの支援)
- ・リカレント教育 (学び直しの支援・社会人講師の派遣・大学&社会との循環)
- ・委員会活動 (業務) の再構築

③ 構造改革 (制度・仕組み・システム)

- ・ガバナンス&コンプライアンス強化 (定款・規約の見直し/子会社経営の強化)
- ・システムの見直し (名簿管理方法・Web システム・事務局連携)

[注] Web システムとは、PC やスマートフォン、タブレットといった Web ブラウザが搭載されている機器でインターネット経由で利用できるサービスやシステムのこと。

- ・他大学同窓会との情報交換・交流促進

以 上

第52期 収支予算 (案)

収入の部

(単位：千円)

		52期 (31.9期)
		予算
1	会費収入	39,240
2	初年度受入金	20,540
3	受取利息	50
4	雑収入	100
5	50周年事業寄付金戻入	5,000
合 計		64,930

| 28

支出の部

		52期 (31.9期)
		予算
1	業務委託費	14,250
2	会報編集費	9,600
3	I T関係費	1,400
4	支部関係活動費	4,450
5	支部代表者関係費	1,450
6	事務局関係費	4,500
7	名簿管理費	1,350
8	大学学園関係費	600
9	学術支援金	120
10	アルバム経費	13,680
11	企画費	6,110
12	役員関係費	6,000
13	樺柳会運営委員会	800
14	総務委員会	400
15	組織委員会	80
合 計		64,790
収支差額		140

(注) 各科目の千円未満の端数を切り捨て

奨学金特別会計予算(案)
(平30.10.1～平31.9.30)

(単位:円)

勘 定 科 目		30.9期予算額	30.9期実績	31.9期予算額	30.9期実績比
収 入 の 部	寄 付 金 収 入	1,000,000	1,464,469	1,800,000	335,531
	一般会計からの受入金	1,000,000	0	0	0
	受 取 利 息	500	492	500	8
	計	2,000,500	1,464,961	1,800,500	335,539
支 出 の 部	奨 学 金 給 付 額 (注1)	1,800,000	1,950,000	1,800,000	-150,000
	事 務 経 費	40,000	25,255	30,000	4,745
	印 刷 経 費	0	0	0	0
	計	1,840,000	1,975,255	1,830,000	-145,255
収 支 差 額		160,500	-510,294	-29,500	480,794

奨学金給付額:

31.9期予算 一般奨学生 月額25千円×12ヶ月×3学部×2名

31.9期経費予算

事務経費 通信費・振込手数料等 30千円

縦柳会特別会計予算(案)
(平30.10.1～平31.9.30)

(単位:円)

勘 定 科 目		30.9期予算額	30.9期実績	31.9期予算額	30.9期実績比
収 入 の 部	寄 付 金 収 入	0	0	0	0
	受 取 利 息	400	347	400	53
	計	400	347	400	53
支 出 の 部	支 払 手 数 料	1,000	864	1,000	136
	学 生 活 動 助 成 金	130,000	105,460	130,000	24,540
	計	131,000	106,324	131,000	24,676
収 支 差 額		-130,600	-105,977	-130,600	-24,623

31.9期経費予算

所澤賞50千円、奨励賞30千円×2件、盾代等20千円

定期的活動について

- 平成30年10月 7日 第53回天野杯全日本大学生英語弁論大会に協賛
- 13日 栃木県支部総会（於：宇都宮市「ホテル丸治」
福井県支部総会（於：福井市「秀停 かねろく」
- 14日 全国高校生英語プレゼンテーションコンテストに協賛
- 19日 Dokkyo Alumni News VOL.25 を公開
- 20日 同窓会報127号発行
獨協大学父母の会・父母懇談会に出席（於：獨協大学）
- 23日 理事会
- 27日 福島県支部総会（於：郡山市「郡山ビューホテルアネックス」
- 28日 第50回天野杯学生競技ダンス大会に協賛
- 31日 ドイツ支部総会（於：デュッセルドルフ市「China Restaurant Lin」）
- 11月 3日 全国支部代表者会議
ホームカミングデーを獨協大学と共催
- 9日 理事会
- 10日 デジタルフォト・ムービー・メディア セミナー（広報委員会主催）
- 17日 一般社団法人獨協大学同窓会第8回社員総会
長野県支部総会（於：松本市「そば処 たかぎ」）
- 24日 石川県支部総会（於：金沢市「旬魚季菜 とと桜」）
- 12月 1日 秋田県支部総会（於：秋田市「秋田パークホテル」）
- 8日 第49回天野杯ドイツ語弁論大会に協賛
- 9日 獨協大学父母の会主催 父母懇談会に出席（於：仙台市）
- 15日 奨学生交流会
- 平成31年 1月 26日 茨城県支部総会（於：水戸市「みまつホテル」）
- 2月 24日 近畿支部総会（於：大阪市「ハートンホテル北梅田」）

（注）各支部総会は開催日の決定したもののみを掲載

※理事会の開催日程は原則毎月第3火曜日といたします。
東京文化会館休館日の際は変更いたします。

6.新代議員紹介

7.閉 会